

浜松市簡易専用水道事務処理要領

令和2年7月29日

目 次

第 1	目的	1
第 2	簡易専用水道	1
第 3	保健所への届出	1
第 4	簡易専用水道の維持管理	1
第 5	簡易専用水道の危機管理	2
第 6	行政指導	3

第1 目的

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）同法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）同法省令（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道に関する事務処理方法を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 簡易専用水道

簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m³以下であるものを除く。

法3
令2

第3 保健所への届出

1 簡易専用水道の設置の届出

簡易専用水道を設置した者は、速やかに保健所長へ届出する¹⁾。

提出書類

簡易専用水道設置届（様式1）

法39

2 届出記載事項の変更の届出

簡易専用水道の設置者は、第3の1に規定する申請書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに保健所長へ届出する。

提出書類

簡易専用水道届出事項変更届（様式2）

3 簡易専用水道の廃止の届出

簡易専用水道の設置者は、水道施設が法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当しなくなった場合は、速やかに保健所長へ届出する。

提出書類

簡易専用水道廃止届（様式3）

第4 簡易専用水道の維持管理

1 厚生労働省令が定める基準

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

水槽の掃除を毎年1回以上定期に行わなければならない。

法34の2
規則55

- (1) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、法第4条で規定される水質基準に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行わなければならない。

2 検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、毎年1回以上定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。²⁾

法 34 の 2
規則 56

第5 簡易専用水道の危機管理

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

規則 55

1 給水緊急停止の届出

簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4号に規定する給水の緊急停止をした場合は、直ちに保健所長へ届出する。

法 39

提出書類

簡易専用水道給水緊急停止届（様式4）

2 給水再開の届出

簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4号に規定する緊急停止した水道施設の改善措置が完了し給水を再開する場合は、速やかに保健所長へ届出する。

法 39

提出書類

簡易専用水道給水再開届（様式5）

3 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故が発生した場合の措置^{3),4),5),6),7)}

(1) 対象となる水質の異常

ア 水道施設における事故

イ 飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生

ウ 水道から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム及びジアルジア(以下「クリプトスポリジウム等」という)の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

エ 浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合

オ 一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合

カ 別表 1 から 3 1 までの項目のうち、オに掲げる項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合

キ その他これらに準ずる水質異常が発生した場合(例:水質管理目標設定の目標値超過が継続すると見込まれた場合等)

(2) 保健所への報告

簡易専用水道の設置者は、第 5 の 3 (1) に該当する事例が発生した場合及び当該施設の改善措置が完了した場合は、直ちに保健所長へ報告する。

報告を受けた保健所担当者は、速やかに厚生労働省水道課又は県庁水利用課へ報告する。

法 39

第 6 行政指導

保健所長は、簡易専用水道の設置者(国の設置するものを除く)に対して報告徴収及び立入検査、改善の指示、給水停止命令を行うことができる。

国の設置する簡易専用水道の設置者に対しては、厚生労働大臣が行う。

法 50 の 2

1 報告の徴収及び立入検査

保健所長は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認める場合は、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な書類を検査させることができる。

法 39

法第 39 条第 3 項の規定による報告の徴収に基づく届出書類

ア 第 3 の 1 に規定する簡易専用水道の設置の届出

イ 第 3 の 2 に規定する届出記載事項の変更の届出

ウ 第 3 の 3 に規定する簡易専用水道の廃止の届出

エ 第 5 の 1 に規定する給水緊急停止の届出

オ 第 5 の 2 に規定する給水再開の届出

カ 第 5 の 3 (2) に規定する保健所への報告

キ そのほか保健所長が認める簡易専用水道の管理について必要な報告

2 改善の指示

保健所長は、簡易専用水道の管理が、法第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定め、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

法 36

規則 55

なお改善の指示は、「簡易専用水道改善指示書(様式 6)」の交付により行う。

3 給水停止命令

保健所長は、簡易専用水道の設置者が、法第36条第3項に規定する指示に従わない場合において、給水を継続することが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水の停止すべきことを命ずることができる。

なお給水停止の命令は、「簡易専用水道給水停止命令書(様式7)」の交付により行う。

法 37

附 則

この要領は平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は令和 2年 7月29日から施行する。

別表

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）

平成 16 年 4 月 1 日施行 令和 2 年 4 月 1 日一部改正

項目	基準値
1 一般細菌	1 m l の検水で形成される集落数が 1 0 0 以下であること。
2 大腸菌	検出されないこと。
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0 . 0 0 3 m g / l 以下であること。
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0 . 0 0 0 5 m g / l 以下であること。
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0 . 0 1 m g / l 以下であること。
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0 . 0 1 m g / l 以下であること。
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0 . 0 1 m g / l 以下であること。
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0 . 0 2 m g / l 以下であること。
9 亜硝酸態窒素	0 . 0 4 m g / l 以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0 . 0 1 m g / l 以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1 0 m g / l 以下であること。
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0 . 8 m g / l 以下であること。
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1 . 0 m g / l 以下であること。
14 四塩化炭素	0 . 0 0 2 m g / l 以下であること。
15 1 . 4 - ジオキサン	0 . 0 5 m g / l 以下であること。
16 シス - 1 . 2 ジクロロエチレン及び トランス - 1 . 2 ジクロロエチレン	0 . 0 4 m g / l 以下であること。
17 ジクロロメタン	0 . 0 2 m g / l 以下であること。
18 テトラクロロエチレン	0 . 0 1 m g / l 以下であること。
19 トリクロロエチレン	0 . 0 1 m g / l 以下であること。
20 ベンゼン	0 . 0 1 m g / l 以下であること。
21 塩素酸	0 . 6 m g / l 以下であること。
22 クロロ酢酸	0 . 0 2 m g / l 以下であること。
23 クロロホルム	0 . 0 6 m g / l 以下であること。
24 ジクロロ酢酸	0 . 0 3 m g / l 以下であること。
25 ジブロモクロロメタン	0 . 1 m g / l 以下であること。
26 臭素酸	0 . 0 1 m g / l 以下であること。
27 総トリハロメタン（クロロホルム、	0 . 1 m g / l 以下であること。

	ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

-
- 1)平成 18 年 3 月 16 日環水第 302 号簡易専用水道の台帳整備等に関する徹底について
 - 2)平成 15 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 262 号「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」
 - 3)平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」
 - 4)平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（改正）」
 - 5)平成 26 年 2 月 4 日付け環水第 194 号静岡県くらし・環境部長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」
 - 6)平成 29 年 4 月 17 日付け環水第 40 号静岡県くらし・環境部長事務連絡「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（改正）」
 - 7)平成 28 年 3 月 31 日付け生食水発 0331 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道部長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」